

青森県報

第二百号

令和二年
八月二十六日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定……………(保健衛生課) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出……………(同) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(同) ……四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……四

告

示

- 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……五
- 証紙売りさばきの廃止……………(同) ……五
- 人事委員会
- 人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部を改正する規則……………(職員課) ……五
- 公営企業
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院局) ……五

青森県告示第六百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
調剤薬局ツルハドラッグ五所川原本町店	五所川原市字本町二五の二	令和二年六月三十日
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	〃
調剤薬局ツルハドラッグ福地南部店	三戸郡南部町大字苔米地字白山堂一の二	〃

青森県告示第六百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつ

たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
社会福祉法人 社会福祉協議会 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町の四後家屋敷九の四	訪問入浴介護
名 称	居宅介護事業所	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
社会福祉法人 社会福祉協議会 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町の四後家屋敷九の四	訪問入浴介護
名 称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人 社会福祉協議会 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町の四後家屋敷九の四	令和二年八月二十六日

青森県告示第六百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
社会福祉法人 社会福祉協議会 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町の四後家屋敷九の四	訪問入浴介護
名 称	介護予防事業所	
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
社会福祉法人 社会福祉協議会 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町の四後家屋敷九の四	訪問入浴介護
名 称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人 社会福祉協議会 社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町の四後家屋敷九の四	令和二年八月二十六日

青森県告示第六百四十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
調剤薬局ツルハドラッグ五所川原本町店	五所川原市字本町二五の二	令和二年八月二十六日
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	〃
調剤薬局ツルハドラッグ福地南部店	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一の二	〃

青森県告示第六百四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
居宅介護事業者	居宅介護事業所	令和二年八月二十六日
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	〃
居宅介護事業者	居宅介護事業所	〃
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	〃

社会福祉法人鯉ヶ沢町社会福祉協議会	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町の四後家屋敷九の四	訪問入浴介護	鯉ヶ沢町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町の四後家屋敷九の四	令和 二・三・二七
-------------------	------------------------	--------	------------------------	------------------------	--------------

青森県告示第六百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者 名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所		廃止年月日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人鯉ヶ沢町社会福祉協議会	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町の四後家屋敷九の四	介護予防訪問入浴介護	鯉ヶ沢町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町の四後家屋敷九の四	令和 二・三・二七

青森県告示第六百四十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いろは薬局長者店	八戸市長者三丁目三の一九	令和 二・八・一

青森県告示第六百四十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	坂本耳鼻咽喉科医院	弘前市大字南瓦ヶ町二の六	令和 二・七・一
変更後	いくこ耳鼻科クリニック		

青森県告示第六百四十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ワカバ調剤薬局弘前大町店	弘前市大字大町二丁目一の二二	令和 二・三・一

調剤薬局ツルハドラッグ五所川原本町店	五所川原市字本町二五の二	二・六三〇
調剤薬局ツルハドラッグ福地南部店	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一の二	〃
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	〃
ひまわり薬局緑店	青森市緑三丁目三の一五	二・七三

青森県告示第六百四十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

区分	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	指定年月日
難病指定	杉山 尚樹	公益財団法人鷹揚郷腎臓研究所弘前病院	弘前市大字小沢字山崎九〇	泌尿器科	二・七三
難病指定	福田 信	医療法人雄心会青森新都市病院	青森市石江三丁目一	脳神経外科	令和 二・七二〇

青森県告示第六百五十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を

行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	指定医の区分
武田 育子	三國谷 由	三國谷 由	三國谷 由	氏名
弘前市立市民病院	弘前大学医学部附属病院	弘前市立市民病院	弘前大学医学部附属病院	名称
八戸市田向三丁目一の一	弘前市大字本町五三	八戸市田向三丁目一の一	弘前市大字本町五三	所在地
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	担当する診療科名
〃	〃	〃	〃	変更年月日

青森県告示第六百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日	辞退年月日
----	-----	-----------	-------	-------

得居泌尿器科医院

三沢市下久保三丁目二
〇の二

じん臓に関する
医療

令和二・四・三〇

青森県告示第六百五十二号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
五所川原市字田町一七一の二
一戸 三四子
- 二 売りさばき場所
五所川原市字田町一七一の二
- 三 指定年月日
令和二年八月十八日

青森県告示第六百五十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和二年七月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
青森市岡造道二丁目四の三二
早津 満洲美
- 二 売りさばき場所

青森市岡造道二丁目四の三二

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―三三（失業者の退職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月二十六日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―三三（失業者の退職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三三（失業者の退職手当）の一部を次のように改正する。
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付する。
附則第一項の次に次の見出し及び一項を加える。
（特定退職者に関する暫定措置）

2 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第二条の規定の適用については、同条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の人事委員会規則七―三三（失業者の退職手当）附則第二項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年八月二十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油 (日本産業規格 一種二号) 十二万リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和二年七月二十八日
- 五 落札者の名称及び住所
カメイ株式会社青森支店
青森市原別八丁目七の一
- 六 落札金額
一リットル 五十三円六十八銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和二年二月十四日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円